

ROTOBO

Connecting Markets

ロシアNIS経済速報

一般社団法人 ロシアNIS貿易会

2020年(令和2年)7月5日号 No.1830

目次

■ 憲法修正に関する全ロシア投票の結果	上野 俊彦	1
■ 統計速報		5
2020年1～5月の日本の対ロシア・NIS諸国輸出入通関実績	/5	
2020年1～5月の日ロ貿易	/6	
■ 新型コロナウイルス感染拡大に関するロシアの対応	ROTOBOモスクワ事務所	9
■ トピックス		18
ロシアの失業率、過去7年間で最高	/18	
EU、対ロ制裁延長	/18	
アルメニアに感染症対策支援	/18	
ロシア・NIS諸国における新型コロナウイルス関連のニュース	/18	

憲法修正に関する全ロシア投票の結果
— 暫定的コメント —

元上智大学外国語学部ロシア語学科教授

上野 俊彦

はじめに

2020年7月1日、ロシアで憲法修正に関する全ロシア投票が行われた。新型コロナウイルスの影響で、当初、2020年4月22日に投票日が設定されていたが、延期となっていた。今回の憲法修正により、プーチン大統領が2024年以降も任期続投が可能となったり、日ロの領土交渉に影響が生じる可能性があると考えられてきたため、投票については日本でも注目を集めてきた。そこで、今回の投票結果について、元上智大学外国語学部ロシア語学科教授の上野俊彦先生に暫定的なコメントをお寄せいただいたので、今号ではそれをご紹介します。なお、上野先生には『ロシアNIS調査月報』2020年9-10月号(8月20日発行)で、今回の投票結果につきより掘り下げて分析していただく予定である。(編集部)

憲法修正の手続きおよび用語について

本稿では、ロシア憲法の「改正」ではなく「修正」と言っている。それは、ロシア憲法が、その基本原則を定める第1、2、9章の条項の変更を憲法「改正」とし、残りの第3～8章の条項の変更を憲法「修正」として区別しており、今回はロシア憲法第3～8章の条項の変更なので、ロシア憲法に従えば、憲法「修正」となるからだ。

また本稿では、「国民投票」ではなく「全ロシア投票」と言っている。これは、今回の投票が、憲法

「修正」に関するものであるため、憲法「改正」手続きについて定めたロシア憲法第135条に規定されている国民投票(正確には、「全国民投票」という用語が用いられている)とは別ものだからである。

そもそも、憲法「修正」手続きについて定めたロシア憲法第136条によれば、憲法「修正」は、修正内容を具体的に記述した法律(以下、「憲法修正法」と言う)案を、国家院(下院)の3分の2以上の多数決で採択し、連邦院(上院)の4分の3以上の多数決で承認し、3分の2以上のロシア連邦を構成する共和国および州などの連邦構成主体の議会が承認する、という手続きによって行われると規定し、国民の投票による承認手続きは求められていない。実際、1993年12月12日に「全国民投票」により採択された現行ロシア憲法は、2019年までに14回「修正」されているが、国民による投票は一度も行われていない。ところが、今回の「憲法修正法」、正確には「公権力の組織および機能の個々の問題の調整の改善についてのロシア連邦憲法修正についての憲法的連邦法」(以下、2020年3月14日付「憲法修正法」と言う)は、その第2条で、「全ロシア投票」による採択手続きを定めているのである。これが、本稿が「全ロシア投票」と言う理由だ。

2020年3月14日付「憲法修正法」は、憲法の修正内容を具体的に記述した第1条、「全ロシア投票」について規定した第2条、同法の発効手続きについて規定した第3条からなっている。その第3条によれば、同法の発効手続きは三段階に分かれており、第一段階の手続き、すなわち憲法第136条が規定する憲法「修正」手続きによって発効するのは同法第3条だけで、その後、第二段階の手続きとして、大統領が、ロシア連邦憲法裁判所に、同法の第1条および第2条の諸規定がロシア憲法第1、2、9章の諸規定に適合しているかどうか、および同法第1条の発効手続きである「全ロシア投票」の実施がロシア憲法に適合しているかどうかについて照会し、憲法裁判所が合憲判断を下したのちに同法第2条が発効し、それに基づいて第三段階の手続きとしての「全ロシア投票」が実施され、投票参加者の過半数の賛成により同法第1条、すなわち憲法「修正」が発効するとされている。

なお、今回の憲法修正内容の詳細および日露関係への影響については、3月末の段階で執筆したもののだが、拙稿「ロシアにおける2020年の憲法修正をめぐる諸問題」『ロシアNIS調査月報』第65巻第5号(2020年5月)を参照されたい。今回の投票結果の詳細な分析を含むその後の経緯については別稿を準備したい。ちなみに、「全ロシア投票」に関する最近の日本の報道では、いわゆる「領土割譲禁止条項」が新たに憲法に追加されたため、「北方領土」返還は不可能となったと報じられているが、同条項には「隣国との範囲の画定、ならびに国境の画定および再画定は除く」と書かれており、「北方領土」には「領土割譲禁止条項」が適用されないとの解釈も可能であり、憲法修正の内容については、冷静かつ客観的な分析が必要である。

全ロシア投票制度の概要

今回の全ロシア投票は、上述のように、2020年3月14日付「憲法修正法」第2条に基づき、大統領令によって投票日程および投票にかけられる設問が公示され、独立した公的機関であるロシア連邦中央選挙委員会を頂点とした各連邦構成主体選挙委員会、地域選挙委員会、投票区選挙委員会という、ロシア全土を網羅する選挙委員会組織によって運営・実施された。

全ロシア投票の投票日は、当初、2020年4月22日に設定されたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期され、改めて7月1日に設定され、さらに6月25～30日の期日前投票期間も設定された。

投票権は、投票日の7月1日の段階で満18歳以上であるロシア国民に与えられている。また、投票は、居住地の投票所での投票のほか、事前申請により、任意の投票所での、あるいは病院その他の一時的滞在施設、船舶および極地観測施設、在外公館等に設置される投票所での投票が可能であり、さらに身体障害や病気等のため投票所に行くことが困難な場合には申請により自宅等での投票も可能である。以上は、従来の首長選挙や議会選挙の制度と同様だが、今回はモスクワ市およびニジェゴロド州の有権者についてのみ、スマホなどを利用するリモート電子投票制度(いわゆる「ネット投票」または「オンライン投票」)が実施された。ロシアでは、2008年から各地でネット投票の実験が試行されており、モスクワ市では昨年9月8日の市議選で導入され、経験を積んできている。いずれの場合も、投票用紙の交付を受ける際に顔写真付き身分証明書による本人確認と投票用紙受領署名を行うことで重複投票や替え玉投票などを防ぐ仕組みがあるほか、リモート電子投票では電子的手続きによる本人確認、ブロックチェーン技術による投票の秘密保持と投票結果の改竄の防止が可能となっている。

投票結果(暫定)

ロシア連邦中央選挙委員会ホームページ(<http://www.izbirkom.ru/region/izbirkom>)において公表されている、モスクワ時間7月2日24:00の段階での暫定的な投票結果(開票率100%)は、以下の表1、2の通りである。全国平均の投票率は67.97%、賛成票率は77.92%であり、今回の憲法修正は国民によって支持されたと見なすことができる。

表1 全ロシア投票結果(全国)

A 有権者数(人)	109,190,337
B 投票参加者数(人)	74,215,555
C 投票数(票)	74,114,217
D 無効票数(票)	604,951
E 賛成票数(票)	57,747,288
F 反対票数(票)	15,761,978
投票率(B/A %)	67.97
賛成票率(E/C %)	77.92
反対票率(F/C %)	21.27
絶対賛成票率(E/A %)	52.89

表2 絶対賛成票率ワーストテン(%)

ネネツィア自治管区	25.52
カムチャツカ辺区	27.21
ハバロフスク辺区	27.54
ムルマンスク州	28.23
イルクーツク州	28.39
トムスク州	28.90
ノヴォシビルスク州	32.29
サハ共和国	32.39
カレリア共和国	32.45
アルハンゲリスク州	33.26

今回の全ロシア投票では、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、7月1日の投票日の投票所の混雑を回避するため、期日前投票が推奨され、6月25～30日の期日前投票期間に投票した有権者は58,569,355人にのぼり(<http://cikrf.ru/news/cec/46727/>)、これは投票参加者の78.92%にあたる。したがって、7月1日の投票日に投票した有権者は全投票者の22.18%に過ぎなかった。それゆえ、7月1日は、投票日と言うより、むしろ投票最終日と言うほうが実態に合っている。

また、今回、モスクワ市とニジェゴロド州で導入された「リモート電子投票」を6月29日までに利用した有権者は1,062,450人おり(<http://cikrf.ru/news/cec/46725/>)、これはモスクワ市とニジェゴロド州の投票参加者の合計6,302,103人の16.86%にあたる。リモート電子投票の最終日にあたる6月30日のリモート電子投票による投票者数が公表されていないが、6月29日の段階でのリモート電子投票による投票者数の1,062,450人は、リモート電子投票の登録者数の89.22%とされている(同上ホームページ)ことから、仮に30日に残りの登録者が全員投票したと仮定すると、6月30日までのリモート電子投票による投票者数は1,190,820人と推計され、これはモスクワ市とニジェゴロド州の投票参加者の18.90%にあたる。今後、リモート電子投票の利用できる地域が広がれば、国土が広大で、遠隔地に居住する住民も少なくないロシアでは、投票の利便性が大きく向上すると言えよう。

連邦構成主体別の結果を見ると、投票率、賛成票率、その両者の積である絶対賛成票率(有権者数に対する賛成票数の比率)が低い地域は、おおむね北方(カレリア共和国、ムルマンスク州、アルハンゲリスク州、ネネツィア自治管区)、シベリア(イルクーツク州、トムスク州、ノヴォシビリスク州、トムスク州)、極東(カムチャツカ辺区、ハバロフスク辺区、サハ共和国)である。いずれも、ヨーロッパ・ロシアの経済発展の中心地から比較的離れた遠隔地であり、これらの地域では、経済発展の遅れによる政権への不満が強く、投票率・賛成票率が低くなったと言えよう。